

**指定認知症対応型共同生活介護事業  
(指定予防認知症対応型共同生活介護事業)**

**重要事項説明書**

**社会福祉法人 昌明福社会  
グループホーム 敬親庵**

# 重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護サービス)

あなたに対する介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第34号第108条(準用)第9条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 昌明福祉会
主たる事業者の所在地	名古屋市港区寛政町6丁目10番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	水谷 昌明
電話番号	052-381-4122

## 2 ご利用施設

施設の名称	グループホーム 敬親庵
施設の所在地	名古屋市港区寛政町7丁目18番地
管理者名	町上 貴也
電話番号	052-304-9810
ファクシミリ番号	052-304-9812

## 3 ご利用施設であわせて実施する事業

特になし

## 4 共同生活介護の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的	事業者の管理者、計画作成担当者、介護従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。
(2) 運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。</li><li>・利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。</li><li>・適切な介護技術を持ってサービスを提供します。</li><li>・常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。</li></ul>

## 5 施設の概要

(1) 敷地 842.83 m<sup>2</sup>

(2) 建物

建物	構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2階建(耐火建築)
	延べ床面積	812.49 m <sup>2</sup>
	利用定員	27名(短期入所3名)

### (3) 主な設備

設備の種類	数	面積
食堂、居間	3 室	合計 201.57 m <sup>2</sup> (桜、藤 67.10 m <sup>2</sup> 椿 67.37 m <sup>2</sup> )
浴室	2 室	合計 9.72 m <sup>2</sup> (各 4.86 m <sup>2</sup> )
機械浴室	1 室	10.04 m <sup>2</sup>
便所	10 箇所	合計 49.25 m <sup>2</sup> (2.7 m <sup>2</sup> ~6.48 m <sup>2</sup> ) 各ユニット 3 箇所
居室	30 室 (定員 1 名)	合計 258.78 m <sup>2</sup> (居室 8.64 m <sup>2</sup> 、ショート 8.50 m <sup>2</sup> )

各部屋の配置ならびに構造については、別添のパンプレットを参照してください。

## 6 職員の体制 (主たる職員)

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1			0.5	1	介護福祉士 介護支援専門員
介護職員	25	19	2	4		22.27	9 以上	介護福祉士 14 名
計画作成担当者	1	0	1				1 以上	介護支援専門員
看護師								

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	・ 9:00~18:00 10:00~19:00	週休 2 日
介護従業者・看護師及び計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>早番 (7:00~16:00) 早番 2 (7:00~12:00)</li> <li>日勤 (9:00~18:00) 日勤 2 (11:00~20:00)</li> <li>日勤 3 (9:00~16:00) 日勤 4 (9:00~17:00)</li> <li>日勤 5 (8:30~16:30) 日勤 6 (8:00~16:00)</li> <li>日勤 7 (16:00~20:00) 日勤 8 (15:00~20:00)</li> <li>日勤 9 (7:00~12:00) 日勤 10 (10:00~19:00)</li> <li>日勤 11 (16:00~20:00) 日勤 12 (12:00~16:00)</li> <li>日勤 13 (17:00~20:00) 日勤 14 (8:00~17:00)</li> <li>遅番 (13:00~22:00) 夜勤 (22:00~7:00)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>昼間 (6:00~21:00) は、原則として職員 3 名あたり入居者 1 名の支援をします。</li> <li>夜間 (21:00~6:00) は、原則として職員 1 名あたり入居者 9 名の支援をします。</li> </ul>	原則 週休 2 日

## 8 営業日

営業日	年中無休
-----	------

## 9 施設サービスの概要と利用料

### (1)介護保険給付対象サービス

食事・掃除・その他の家事等について、介護従業者がお手伝いをします。

種 類	内 容
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。）</li><li>・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。（食事時間）</li><li>・朝食 7：30～9：30</li><li>・昼食 12：00～14：00</li><li>・夕食 17：30～19：30</li></ul>
排せつの介助	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。</li></ul>
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"><li>・ご本人の希望に寄り添いながら週2回程度の入浴または清拭を行います。</li></ul>
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"><li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li><li>・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li><li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li><li>・シーツ交換は週1回行います。</li></ul>
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居者とそのご家族からの相談に応じます。</li></ul>

## 【料金表】

介護保険料の自己負担分（令和6年4月1日より改定）

	1か月あたり(30日)		1か月あたり(30日)
要支援2	27,700円	要介護3	30,005円
要介護1	27,846円	要介護4	30,590円
要介護2	29,127円	要介護5	31,213円

なお、入居されてから30日間の間は、1日につき32円の加算があります。（1か月あたり960円）

算定予定のある加算は以下の通りです。職員、サービス体制などにより追加で算定します

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてることを目的とした加算です

医療連携加算（Ⅰ）

利用者の状態に応じた医療ニーズに対応できるように看護体制を整備している事業所を評価する加算です

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

ご利用者様ができる限り自立した生活を送れるように、生活機能向上を図ることが目的とする加算です

栄養管理体制加算

管理栄養士が介護職員等へ助言・指導を行い栄養改善のための体制づくりを進めることを評価する加算です

口腔衛生管理体制加算

ご利用者様の口腔内環境を整えるための体制を整えている施設や事業所を評価する加算です

科学的介護推進体制加算

エビデンスにもとづく科学的介護の導入で、より効果的な自立支援・重度化防止を図ることを推進する加算です

サービス提供体制強化加算

対応する介護職の6割以上が介護福祉士資格を取得している為算定しております

認知症専門ケア加算

認知症に関わる専門の研修を受けた職員が職員に技術的指導をしより適切なケアを提供します

認知症チームケア推進加算

上記専門職員を中心にチームを組みホーム全体で適切な認知症ケアを提供します。

高齢者施設等感染対策向上加算

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から感染指導を受けている加算です

協力医療機関連携加算

入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応、往診を行う体制を常時確保している加算です

生産性向上推進体制加算

IT利用を促進し業務改善を図り従業員の業務負担の軽減、サービスの質の向上を目的とした加算です。

高齢者施設等感染対策向上加算

感染対策に特化した医療機関から感染対策の実施指導を受けている事業所に対しての加算です。

### ◎入居者の入退院支援の取組

ア： 246単位/日（1月6日を限度）・・・入退院支援

イ： 30単位（1ヶ月以上入院した後再度の算定を認める）・・・初期加算

算定要件等：（ア）

- 入居者が病院又診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事

情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。

※上記の体制を確保している場合には、入居者が病院又は診療所への入院を要した場合に、所定単位数に代えて1月に6日を限度として算定を認める。ただし、入院の初日及び最終日は算定できない。

(イ)

○初期加算の算定要件として以下の要件を加える。

「30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定認知症対応型共同生活事業所に再び入居した場合も、同様とする。」

#### ◎身体拘束廃止未実施減算

・身体拘束廃止未実施減算 10%/日 減算

算定要件：・身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ①身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。(※)
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※認知症対応型共同生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

種 類	内 容	利用料
おむつの提供	利用者のご希望に応じて提供します。(実費請求)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙パンツ (1枚) Mサイズ 42円 (1枚) Lサイズ 46円</li> <li>・ パット (1枚) 17円 (昼間) (1枚) 25円 (夜用)</li> <li>・ 紙おむつ (1枚) Sサイズ 43円 (1枚) Mサイズ 48円 (1枚) Lサイズ 56円</li> <li>・ お尻拭き 1袋 231円</li> </ul>
食材の提供	・ 栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。	(内訳) 朝食 400円 昼食 600円 夕食 550円
レクリエーション・行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 季節に沿った行事を企画し実施します。</li> <li>・ 日々の生活の中で様々なレクリエーションを行っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場料等</li> <li>・ レクリエーションについて実費</li> </ul>

## (3) その他の経費

種 類	内 容	利用料
家賃	居室の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月額 57,000円 (1日 1,900円)</li> </ul>
光熱水費	共用部分、居室部分にかかる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月額 15,000円 (1日 500円)</li> </ul>
管理共益費	共用部分の設備点検にかかる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月額 12,000円 (1日 400円)</li> </ul>
寝具利用料	ベッド、布団、枕、リネン類の貸出にかかる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月額 9,000円 (1日 300円)</li> </ul>

## 10 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者 管理者 町上 貴也 ご利用時間 毎日午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 052-304-9810 面接 随時 苦情箱 (1階玄関ホールに設置)
-----------	--

その他の苦情申立先	愛知県運営適正委員会（愛知県社会福祉協議会内） （TEL：052-212-5515） 名古屋市港区西部いきいき支援センター （TEL：052-381-3260） 名古屋市港区東部いきいき支援センター （TEL：052-651-0568） 名古屋市港区役所介護保険課 （TEL：052-654-9709） 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 （TEL：052-972-2592） 愛知県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口 （TEL：052-972-2592）
-----------	---

## 11 第三者評価の実施状況

実施の有無	実施あり
実施した直近年月日	令和4年 3月 31日
実施評価機関の名称	特定非営利活動法人 あいち福祉アセスメント
評価結果の開示状況	WAM-NETにより開示

## 12 協力医療福祉機関

協力医療機関名	社会福祉法人昌明福祉会 水谷医院
院長名	水谷 秀子
所在地	名古屋市港区土古町2丁目21-8
電話番号	052-381-2016

協力福祉施設名	社会福祉法人昌明福祉会 特別養護老人ホーム港寿楽苑
施設長	水谷 昌明
所在地	名古屋市港区寛政町6丁目10番地
電話番号	052-381-4122

協力歯科医院	医療法人 スワン会 港スワン歯科・矯正歯科
院長名	尾崎 裕
所在地	名古屋市港区川西通5-24
電話番号	052-384-6300

※ 入居前からの主治医の交代を望まない方に関しては上記の限りとせず、ご家族とご相談の上、対応いたします。

※ 入院時の対応

（医療機関に入院中の居室確保）

月額を支払額のうち、食費、光熱水費、寝具利用料を除いた額をお支払いいただきます。入院30日以上となる時は基本的に退居対象となります。



### 13 入居・退去等

#### (1) 利用者の条件

次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 名古屋市在中の方
- ② 要介護 1～5 の認定、または、要支援 2 の認定を受けている方
- ③ 認知症と診断を受けている方
- ④ 常時、医師の診療や処置を必要とされない方
- ⑤ 自傷、他害のおそれのない方
- ⑥ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に賛同できる方

#### (2) 身元引受人等の条件・義務

身元引受人を 1 名定めさせていただきます。

身元引受人は、契約上の責務について契約者と連携して責任を負うこととなります。

また、事業所が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業所と協議し、身上監護に関する決定、利用者の引き受け、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。利用者代理人と身元引受人は同じ方であっても可能です。

#### (3) 契約の解除

##### 1) 利用契約者による解除

文書で 30 日の予告期間を置いて通知することにより、いつでも契約解除ができます。

##### 2) 事業所による解除

以下の場合、一定の予告期間をおいて契約を解除することがあります。

- ① 正当な理由なく利用料その他の自己の支払うべき費用を 3 ヶ月分滞納したとき。
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業所が判断したとき。
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

### 14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「社会福祉法人昌明福社会 消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	地元消防団長、地元協力者（善行寺、町内会長）に協力依頼をする。港消防署荒子川出張所（最も近い署）との連携を保つ。			
平常時の訓練等	別途定める「社会福祉法人 昌明福社会 消防計画」にのっとり、年 2 回夜間および 昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	あり
	非難階段	なし	補助散水栓	なし
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり

	誘導灯	13 箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております			
消防計画等	消防署への届出日：令和 3 年 3 月 30 日 防火管理者：町上 貴也			

## 15 秘密の保持と個人情報

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び事業所の従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

### (2) 従業者に対する秘密の保持について

就業規則にて従業者は、サービス提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職務を辞した後にも秘密の保持の義務があります。

### (3) 個人情報の保護について

事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 16 衛生管理

事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めていきます。また、空調設備により適温の確保に努めます。従業者の健康管理を徹底し、従業者の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っていきます。

## 17 運営推進会議の概要

### (1) 運営推進会議の目的

認知症対応型共同生活介護に関する活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。

### (2) 委員の構成

利用者のご家族、町内会長、民生委員等の中から選任します。

### (3) 開催時期

おおむね 2 ヶ月に 1 回開催します。

## 18 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- ② 虐待防止指針、個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 19 身体拘束等について

### (1) 身体拘束等の禁止

事業所及びサービス従業者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束とその他契約者の行動（以下「身体拘束等」）を制限しません。

### (2) 緊急やむを得ない場合の検討

緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか、管理者・計画作成担当者・介護職員で構成する「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行います。個人では判断しません。

- ① 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ② 身体拘束等を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③ 身体拘束等が一時的であること。

### (3) 家族への説明

緊急やむを得ない場合は、予め利用者の家族に身体拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。

### (4) 身体拘束等の記録

身体拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

### (5) 再検討

身体拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

## 20 事故発生時の対応

当施設において、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じるとともに、管理者に報告し、速やかに利用者の家族等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった処遇について記録します。

## 21 情報開示の掲示

事業所の運営規定、利用契約書、重要事項説明内容等の主要な事柄について、情報開示事項としてまとめ、かつ、それを事業所の見やすいところに掲示します。

## 22 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9：00～20：00 これ以外の時間をご希望の方は要事前連絡 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
協力医療機関以外の 医療機関への受診	原則として職員は付き添いませんので、ご利用者、ご家族の責任において受診していただきます。 ご家族等で対応が難しい場合のみ職員が付き添い、通院交通費として1時間 2,000 円頂きます。（送り迎えのみの場合も適用）
居室・設備・器具の 利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	所持品は、自己の責任で管理して下さい。
現金等の管理	現金等は、自己の責任で管理して下さい。ご本人が自己管理できない場合、月額 3000 円にて上限 5 万円の預り金サービスをご利用いただけます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

## 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人昌明福祉会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

### 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。

②法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

### 2. 個人情報の安全性確保の措置

①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

### 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。

### 4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する方針は、当法人のホームページ（施設 URL <http://www.shoumei.or.jp>）で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

平成 30 年 4 月 1 日

社会福祉法人昌明福祉会  
理事長 水谷昌明

## 個人情報の使用に係る同意事項

以下に定める条件のとおり、私（アと同じ）および利用者家族・代理人（イと同じ）は、社会福祉法人昌明福祉会が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲で使用、提供、または収集することに同意します。

### 1、利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2、利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) 科学的介護情報システムに情報を提供し、当該情報及びフィードバック情報活用する場合
- (8) 敬親庵が参加する各種研修での使用（二次使用はしない）
- (9) 事業所HPやブログでの使用
- (10) 他その他サービス提供で必要な場合
- (11) 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談・届出等
- (12) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

### 3、使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる2項の利用目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、2項の利用目的以外第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

### 4、その他

災害時において生命・身体の保護のため、利用者の安否確認を、行政等に提供できるものとする。

## 重度化した場合における対応および看取りに関する指針

### 1. 当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、他職種協働によりご本人およびその家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行する為、医療機関などとの連携及びチームケアを推進することにより取り組みを行います。

- ① 環境の変化を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。
- ② 出来る限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※ やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるように配慮します。

### 2. 重度化対応の体制

#### ・主治医との連携

主治医の指示・指導のもと、必要な医療を行いながら、時に入院による病院での医療とも連携していく。

#### ・看護師

主治医と連携しながら、必要な医療を行いつつ、生活の継続を重視して、入居者の苦痛が少なく心地よい状態で生活できるようにしていく。

#### 協力医療機関

水谷医院
所在地 名古屋市港区土古町 2-21-8 電話 052-381-2016

協力医療機関の確保及び、24時間の体制により連携がとれています。

#### 医療連携体制の整備に関する介護報酬の加算

状態区分	介護報酬	自己負担額
要支援2～要介護5	39単位/日	約40円/日

### 3. 入院期間中におけるグループホームの居住費及び食費などの取り扱い

入院期間中の家賃及び管理共益費については定額請求とし、光熱費及び寝具利用料は、在所期間の日数分を月額日割り請求。食費は提供食分の請求とします。

- ① 家賃 定額請求 (月額 57,000 円/1 日 1,900 円)
- ② 管理共益費 定額請求 (月額 12,000 円/1 日 400 円)
- ③ 光熱水費 月額日割り請求 (月額 15,000 円/1 日 500 円)
- ④ 寝具利用料 月額日割り請求 (月額 9,000 円/1 日 300 円)
- ④ 食費 提供食分請求 (日額 1,550 円/朝食 400 円・昼食 600 円・夕食 550 円)

#### 4. 看取りに関する指針

##### (1) グループホーム敬親庵における看取りに関する考え方

- ① 看取り介護とは、慢性疾患や老化が進行し心身が衰弱し終末期の状態にある方に対して、その身体的・精神的苦痛をできる限り緩和し、死に至るまでの期間、可能な範囲において本人なりに納得し、安心して生活を継続することを目的として援助することであり、本人の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行うことです。
- ② ご入居者が協力医療機関の医師により終末期の状態であると診断された場合に、医師・看護師の協力のもと、以下に掲げる援助方法に則り可能な限り介護の対応を行います。
- ③ 病気により耐えられない苦痛を伴う場合や、ご家族等が利用者本人の症状を見て、病院への搬送等を希望された場合は、速やかに搬送します。
- ④ 協力医療機関の医師によりグループホームに居住した状態での看護、介護が困難と判断された場合は、速やかに医療機関への入院を調整します。

##### (2) 終末期にたどる経過とそれに応じた介護の考え方

前期：症状の変化は月単位と考える時期。苦痛が緩和されていれば日常生活はかなり安定している。

###### <観察及び関わり>

- ・身体面だけではなく精神面も十分に観察し、心理的苦痛緩和に努める。
- ・入居者への声かけに対する反応や、家族との関わりを記録に残す。
- ・居室（ベッド）での生活が多くなる為、居室のレイアウトに配慮する。
- ・入居者の嗜好にあった食事の提供をする。また、水分補給を適切に行う。

中期：症状の変化が週単位と考える時期。日常生活自立度が急速に低下する。

###### <観察及び関わり>

- ・他職種との連携により異常の早期発見に努める。
- ・昼夜共に1～2時間毎の巡回及び観察を行う。
- ・清潔保持に関しては、普通入浴、シャワー浴、清拭、足浴等  
ご入居者に最も適した方法を選択する。
- ・排泄ケアに関しては入居者の負担を考慮した上で頻度を選択する。
- ・食事に関しては、必要に応じて形態の変更を行う。また、食事量は嗜好品であっても強制的にならないよう、たとえ少量でも  
ご入居者のペースと美味しさを感じて頂く事を重視する。
- ・ご入居者の負担を十分に考慮し、離床を行う。
- ・声かけ、傾聴、スキンシップを心がける。その際の記録を残す。
- ・ケアの状況を定期的に家族へ報告する。
- ・家族からの希望や心配事に傾聴し、不安の軽減に努める。

後期：状態が時間単位で変化する時期。意識状態が清明とは言えない事が多くなる。

###### <観察及び関わり>

- ・状況に応じて、2～4時間毎にバイタルサイン測定を行う。
- ・他職種と連携をして1時間毎の巡回を行い、異常の早期発見に努める。  
(特に呼吸状態の確認)
- ・家族への状態の変化の説明を随時、丁寧に行う。



- ・どんなに小さな事でも情報を共有し、記録に残す。
- ・声かけや手を握る等にて、入居者の安心を得ることに努める。

#### 死亡前 48 時間～死亡確認まで（おおよその予測）

##### <観察及び関わり>

- ・バイタルサインの測定は状況に応じて判断する。
- ・呼吸停止があった場合は看護師より主治医（嘱託医）へ連絡する。
- ・家族が付き添う場合は、ご入居者と家族との時間に配慮をしながら容態観察に努める。
- ・家族が付き添わない場合は、緊急連絡先となる家族へ連絡し、来所を依頼する。

#### 死亡確認

##### <医師>

- ・死亡確認後に死亡診断書を記入する。

##### <施設職員>

- ・死亡確認後、家族との時間を作る。

#### 5. 各職種の役割

##### <管理者>

- ・看取り介護の統括管理（統括責任）
- ・職員への指針の徹底
- ・職員に対する教育・研修

##### <介護職員>

- ・生活全般の援助
- ・苦痛の緩和（コミュニケーション等）
- ・状態観察・記録
- ・定期的なカンファレンスへの参加

##### <計画作成担当者>

- ・家族への継続的な報告や説明
- ・他職種とのチームケアへの参加
- ・緊急時の対応
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・介護サービス計画書の作成

##### <看護職員>

- ・主治医または協力医療機関との連携
- ・重度化に伴い起こりうる処置への対応
- ・疼痛の緩和
- ・緊急時の対応
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・心身の状態のチェックと経過の記録

## ※ご入居者に対する具体的支援内容

### ① ボディケア

- ・バイタルサイン確認・環境整備・安楽への配慮・清潔保持
- ・栄養と水分補給を適切に行う・排泄ケア・発熱や疼痛への配慮

### ② メンタルケア

- ・身体的苦痛の緩和・コミュニケーションを取る
- ・プライバシーへの配慮・受容の態度でニーズに沿う対応

### ③ 看護処置

- ・医師の指示に基づき必要な点滴や酸素吸入等の看護処置を看護職員によって行う。

### ④ 記録の活用

- ・看取り介護専用の個人記録を用いて実施する。実施記録は関係部署が閲覧し、看取り介護の充実に活用する。
- ・家族への支援記録を残し、家族の心理的支援の充実に活用する。

## ※家族に対する心理的支援の内容

- ・話やすい環境作り・家族関係への配慮・希望や心配事への対応
- ・家族の身体的・精神的負担軽減・死後の援助、相談

## 6. 看取り介護の具体的基準及び方法

### (1) 看取りの介護に該当する者

- ① 看取りの介護に該当するものとして、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みが無いものと判断した入居者であることとする。
- ② ①に該当すると医師が判断し、看取り介護の必要性がある場合、ご入居者及び家族がグループホームでの最期を希望した際には、看取りの介護の指針に基づきサービスを提供する。医師より直接、本人または家族に行う。その上で、看取り介護の計画書を作成の上、同意を得て実施する。

### (2) 看取りの介護に関する内容

- ① 定期的な職員研修によりサービスの質及び意識の向上に努める。
- ② 本人及び家族に対して密接な連絡を行うよう努める。
- ③ ご入居者及び家族に対して密接な連絡を行うよう努める。
- ④ 医師・管理者・計画作成担当者・看護職員・介護職員が協力し、適切な看取り介護に関する計画を策定する。
- ⑤ 看取りの介護に関する計画書をご入居者及び家族に随時同意を得てサービスを提供する。
- ⑥ 24時間看護師による連絡体制を確保し、医師との連携に努める。
- ⑦ グループホームでの最期を希望した者で、やむを得ない事由により医療機関に入院した場合でもご入居者及び家族からの相談に応じ、且つ医療機関に対して情報提供を行うよう努める。

## 7. グループホームにおいて看取りに際して行いうる医療行為の選択肢

看取り介護は、入居者が人生の最終ステージにおいて最期の瞬間まで、安心安楽に過ごすことを目的としており、医療・看護については医師の判断で都度適切に行うこととする。その際、延命処置（心臓マッサージ、AED・人工呼吸・輸血）などは基本的に行わない。点滴も対象者の苦痛にならないように、必要最小限とする。食べ物を経口摂取出来なくなった場合も、経鼻経管栄養・胃ろう増設・IVH対応を行わないことを基本とする。医療機関への緊急搬送や入院治療等も行わず、最期までグループホームで安楽に過ごすことが出来るよう対応する。なお、入居者に苦痛が著しく発生した場合や入居者及び家族の意思で、医療機関等での対応する希望があれば、その希望に合わせた対応に変更するこ

とする。

8. 夜間緊急時の連絡体制について

- ・夜間緊急時の連絡図によって適切な連絡を行うこととする。

9. 看取り介護終了後カンファレンスの実施

- ・看取り介護が終了した後、看取り介護の実施状況及び看取り介護に対する家族の意見を基にして評価カンファレンスを行うものとする。
- ・カンファレンスで検討する内容は、看取り介護終了を受けて、ご入居者への支援・家族への心理的支援・他職種との連携・家族の感想を基に看取り介護の指針及び今後の看取り介護の再検討を行う。
- ・カンファレンスの内容を看取り介護の地域啓発の機会に活かしていく。
- ・参加職員は、管理者、計画作成担当者、介護職員、看護職員等、必要に応じた職員とする。
- ・カンファレンスの内容は、記録として書面に残し、保存する。

指針作成 平成 30 年 10 月 1 日

令和 2 年 4 月 20 日 更新

## 重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

事業所名 社会福祉法人 昌明福社会  
グループホーム 敬親庵

所在地 名古屋市港区寛政町7丁目18番地  
電 話 052-304-9810

管理者 町上 貴也

説明者氏名 \_\_\_\_\_

重要事項改定日

令和4年8月1日

## 重要事項説明に関わる同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人 昌明福祉会  
グループホーム 敬親庵  
施設管理者 町上 貴也

入居者 \_\_\_\_\_

現住所 \_\_\_\_\_

生年月日 大・昭 年 月 日生

この度上記 \_\_\_\_\_ が貴施設に入居するに際しましては、重要事項説明書に記載、同意した事項を堅く守るとともに、本人の身元一切につきまして、引受人がその責を負うことを引受人連署のうえ保証します。

### 記

- 1、本人ならびに身元引受人は、施設の規則並びに指示を堅く守ります。
- 2、本人ならびに身元引受人は、施設での生活が不相当と認められた場合は、いつ退所を命ぜられても異議を申しません。
- 3、本人ならびに身元引受人は、所定の費用を毎月27日までに必ず納入致します。
- 4、本人が所定の諸費用支払い不能になった場合（上限は100万円とする）は、引受人が責任を持って支払います。

引受人1 \_\_\_\_\_ 続柄 ( )

現住所 \_\_\_\_\_

自宅電話番号 \_\_\_\_\_

携帯連絡先 \_\_\_\_\_

引受人2 \_\_\_\_\_ 続柄 ( )

現住所 \_\_\_\_\_

自宅電話番号 \_\_\_\_\_

携帯連絡先 \_\_\_\_\_

以上